

第 6 期 始 良 市 障 が い 福 祉 計 画 (案)

第 2 期 始 良 市 障 が い 児 福 祉 計 画 (案)

令 和 3 年 3 月

鹿 児 島 県 始 良 市

はじめに

市長挨拶を掲載予定

本計画における「障害」の「害」の字の表記について

昭和 24 年、国立身体障害者更生指導所設置法・身体障害者福祉法において、「害」の字が採用されたことから、現在は法律については「障害」の表記を使うことが一般的になりました。

しかし「害」という字が害悪等、あまり良い印象を与える文字ではなく、社会的価値観の形成を助長するのではないかという声もあり、近年書き方には様々な意見が出されています。

そのような流れも受けて現在の官公庁では「障がい」の表記を用いることが多くなってきました。上記の議論はまだ現時点で決着はついていませんし、それぞれの立場からの意見であることもあり、まだまだ時間のかかる問題だと思えます。

しかし近年の法制度は「障害」そのものを中心とするのではなく、障害を持つ「人」の状況から支援の方法を検討していく方向に変わっています。

本計画においては、「害」の字の表記について、「障がい者（障がい児）」「障がいのある人（児童）」というように可能な限りひらがなで表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や引用、施設名、事業名等の固有名詞については変更せずに、「害」の字を使用しています。

このため本計画書では「害」と「がい」が混在する表記となっています。

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	3
4 計画の対象者	4
5 計画の策定体制	4
第2章 始良市における障がい者の状況	5
1 本市の障がい者の概況	7
2 障害福祉サービス等の提供体制	16
3 障がい者アンケート調査結果	18
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 基本方針	33
2 成果指標の設定	34
第4章 障害福祉サービスの見込量等	45
1 障害福祉サービスの見込量と確保方策	47
2 地域生活支援事業の見込量と確保方策	53
3 障がい児支援に関するサービスの見込量と確保方策	62
4 発達障がい者等に対する支援に係る活動指標	64
第5章 計画の進行管理	65
1 計画の推進体制	67
第6章 資料編	69
1 始良市地域自立支援協議会	71

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、目指す将来の姿と、それを実現していくために総合的に取り組むべき施策の柱である「第2次始良市総合計画」において、「可能性全開！夢と希望をはぐくむ まちづくり ～ひとりひとりが主役 住みよい県央都市 あいら」を基本理念として掲げるとともに、政策の一つとして、「健康・福祉 誰もが安心していきいきと生きる」を掲げ、障がい者福祉の充実に取り組んできました。

また、平成30年3月に障がい者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を除去するため、本市の障がい福祉施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにした「第2次始良市障がい者計画」を策定するとともに、障害福祉サービスの提供体制の確保やその他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画「第5期始良市障がい福祉計画・第1期始良市障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がい福祉施策の推進を図ってきました。

現行の「始良市第5期障がい福祉計画・始良市第1期障がい児福祉計画」について、令和2年度末において計画期間を終了することから、国や県の障がい者施策の動向等を踏まえた見直しを行い、新たに「始良市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」に該当し、障害福祉サービスの提供体制の確保やその他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として定めるものです。

策定にあたっては、本計画策定に係る基本指針として令和2年5月に告示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」や「鹿児島県障害福祉計画」等の国や県が示す方向性を踏まえた策定を行いました。

また、本市の目指す将来都市像を定めた「第2次始良市総合計画」を踏まえるとともに、本市の地域福祉を総合的に推進するための計画である「第2次始良市地域福祉計画」、その他福祉分野に係る各種計画とも整合性を図りつつ策定したものです。

3 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

4 計画の対象者

障害者基本法第2条第1号においては、「障害者」を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しています。

すなわち、本計画の対象とする障がい者は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者だけでなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人等、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人としています。

なお、「障がい児」と区分している場合は、18歳未満の障がいのある幼児・児童生徒のことを示しますが、区分していない場合には年齢は問わないものとします。

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、関係団体や学識経験者及び市民等の意見を広く求めるために設置した「始良市地域自立支援協議会」において、内容の検討を行いました。

また、障害者手帳所持者や、療育を必要とする子どもの保護者に対するアンケート調査を実施し、実情や意向、ニーズ等を踏まえた実効性のある計画策定のための基礎資料として活用するとともに、パブリックコメントの実施によって、市民の意見を広く聴取する機会を確保しました。

第2章 始良市における障がい者の状況

第2章 始良市における障がい者の状況

1 本市の障がい者の概況

(1) 障害者手帳所持者数

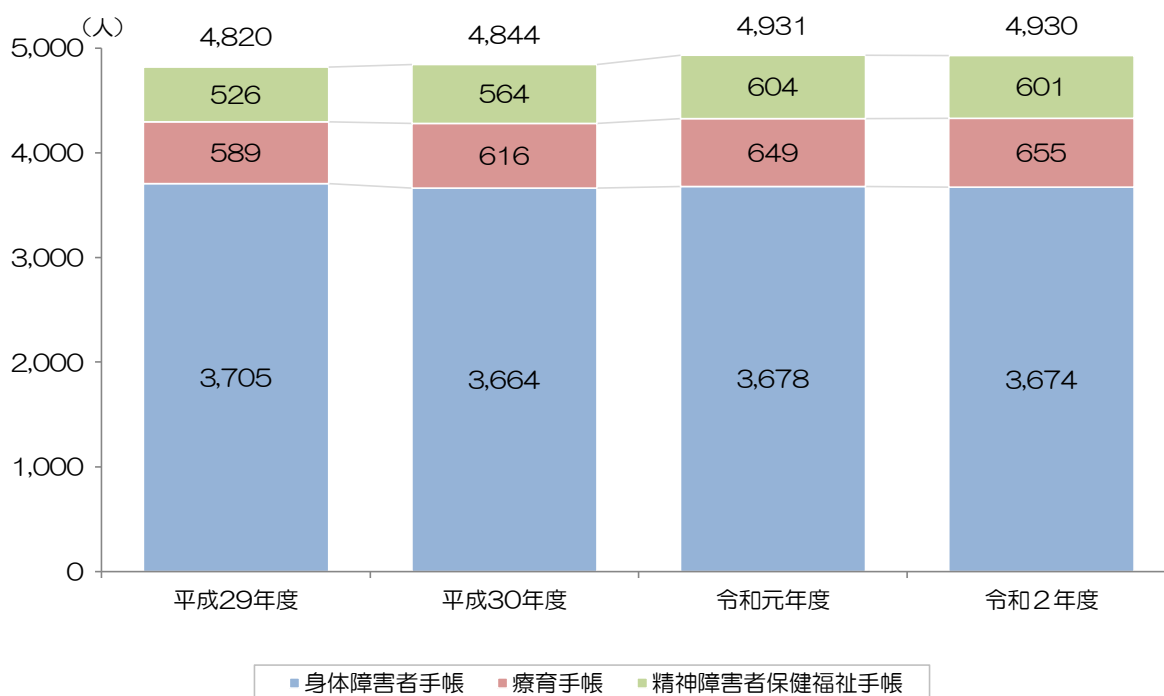
本市の障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、令和2年6月1日時点の所持者数は4,930人となっています。

手帳種別でみると、令和2年度時点の療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数が平成29年度と比較して、それぞれ増加しています。

(単位：人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
手帳所持者総数	4,820	4,844	4,931	4,930
身体障害者手帳	3,705	3,664	3,678	3,674
療育手帳	589	616	649	655
精神障害者保健福祉手帳	526	564	604	601

※各年度6月1日現在



(2) 障害者手帳種別所持者数

① 身体障害者手帳

ア) 年齢区分別所持者数の推移

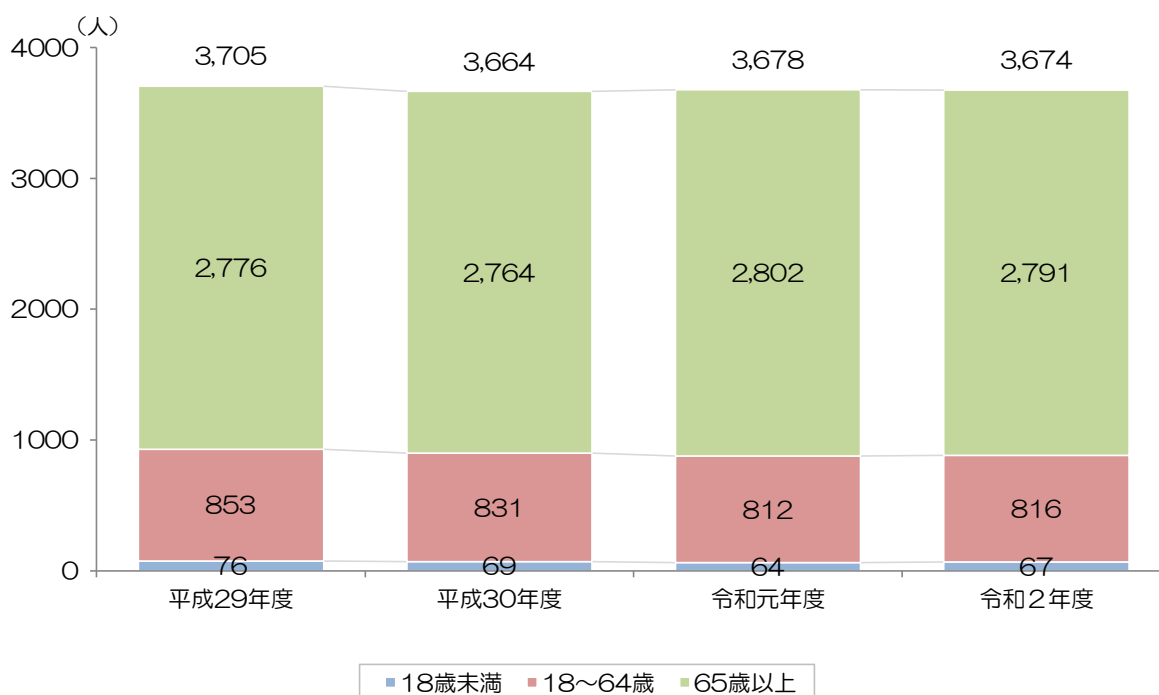
令和2年度6月1日時点の身体障害者手帳所持者数は、平成29年度と比較して、31人少ない3,674人となっています。

年齢3区分別にみると、65歳以上が占める割合が7割を超え、手帳所持者の4人に3人は65歳以上となっています。

(単位：人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障害者手帳	3,705	3,664	3,678	3,674
18歳未満	76	69	64	67
全体に占める割合	2.1%	1.9%	1.7%	1.8%
18～64歳	853	831	812	816
全体に占める割合	23.0%	22.7%	22.1%	22.2%
65歳以上	2,776	2,764	2,802	2,791
全体に占める割合	74.9%	75.4%	76.2%	76.0%

※各年度6月1日現在



イ) 等級別所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、1級が最も多く、次いで、4級が多くなっています。

年齢3区分別にみると、18歳以上では、1級に次いで、4級が多くなっていますが、18歳未満では、1級について、2級が多くなっています。

(単位：人)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
身体障害者手帳	3,705	3,664	3,678	3,674
18 歳未満	76	69	64	67
18～64 歳	853	831	812	816
65 歳以上	2,776	2,764	2,802	2,791
1 級	1,129	1,113	1,127	1,122
18 歳未満	40	34	35	37
18～64 歳	301	296	278	259
65 歳以上	788	783	814	826
2 級	577	568	570	568
18 歳未満	16	15	14	15
18～64 歳	148	154	158	160
65 歳以上	413	399	398	393
3 級	662	650	639	636
18 歳未満	11	12	10	11
18～64 歳	125	121	118	118
65 歳以上	526	517	511	507
4 級	896	901	905	908
18 歳未満	3	3	2	2
18～64 歳	162	151	144	144
65 歳以上	731	747	759	762
5 級	209	201	205	208
18 歳未満	3	3	3	2
18～64 歳	70	61	63	64
65 歳以上	136	137	139	142
6 級	232	231	232	232
18 歳未満	3	2	0	0
18～64 歳	47	48	51	51
65 歳以上	182	181	181	181

※各年度6月1日現在

ウ) 障がいの種類別所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数を障がいの種類別にみると、肢体不自由が最も多く、次いで、内部障がいが多くなっています。

年齢3区分別にみると、各年代で肢体不自由が最も多く、次いで、内部障がいが多くなっていますが、肢体不自由については、各年代において減少傾向にあります。

(単位：人)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
身体障害者手帳	3,705	3,664	3,678	3,674
18 歳未満	76	69	64	67
18～64 歳	853	831	812	816
65 歳以上	2,776	2,764	2,802	2,791
視覚障がい	208	205	203	203
18 歳未満	1	1	1	1
18～64 歳	45	39	39	40
65 歳以上	162	165	163	162
聴覚平衡障がい	395	404	402	402
18 歳未満	8	7	5	5
18～64 歳	54	54	57	58
65 歳以上	333	343	340	339
音声言語障がい	41	42	41	42
18 歳未満	0	0	0	0
18～64 歳	11	12	10	11
65 歳以上	30	30	31	31
肢体不自由	1,960	1,915	1,918	1,912
18 歳未満	51	47	44	46
18～64 歳	493	473	474	471
65 歳以上	1,416	1,395	1,400	1,395
内部障がい	1,101	1,098	1,114	1,115
18 歳未満	16	14	14	15
18～64 歳	250	253	232	236
65 歳以上	835	831	868	864

※各年度 6 月 1 日現在

工) 等級・障がいの種類別所持者数の状況

本市の身体障害者手帳所持者数を等級及び障がいの種類別にみると、全体では、肢体不自由が最も多くなっていますが、1級では内部障がい、6級では聴覚障がいが多くなっています。

(単位：人)

区 分	全体	視覚	聴覚	言語	肢体不自由	内部
身体障害者手帳	3,674	203	402	42	1,912	1,115
構成比	100.0%	5.5%	10.9%	1.1%	52.0%	30.3%
1級	1,122	80	4	4	458	576
構成比	100.0%	7.1%	0.4%	0.4%	40.8%	51.3%
2級	568	65	82	3	404	14
構成比	100.0%	11.4%	14.4%	0.5%	71.1%	2.5%
3級	636	10	35	24	324	243
構成比	100.0%	1.6%	5.5%	3.8%	50.9%	38.2%
4級	908	12	165	11	438	282
構成比	100.0%	1.3%	18.2%	1.2%	48.2%	31.1%
5級	208	24	0	0	184	0
構成比	100.0%	11.5%	0.0%	0.0%	88.5%	0.0%
6級	232	12	116	0	104	0
構成比	100.0%	5.2%	50.0%	0.0%	44.8%	0.0%

※令和2年6月1日現在

② 療育手帳

ア) 年齢区分別所持者数の推移

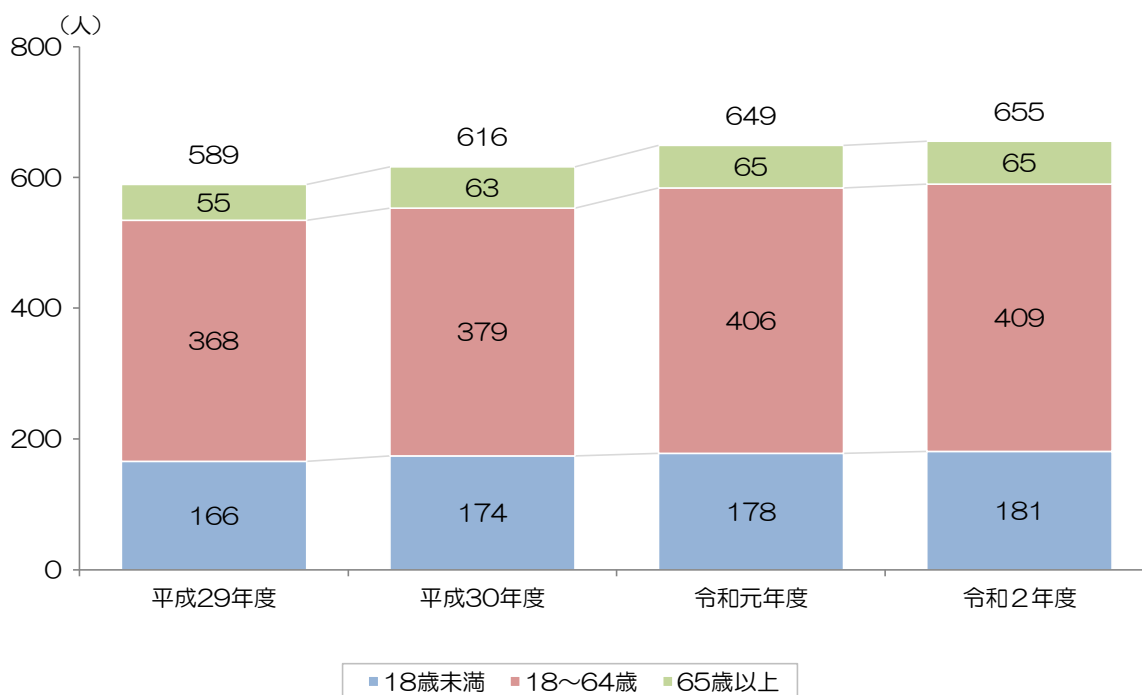
本市の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和2年6月1日時点の所持者数は655人となっています。

年齢3区分別にみると、各年代において、増加傾向にあります。

(単位：人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
療育手帳	589	616	649	655
18歳未満	166	174	178	181
全体に占める割合	28.2%	28.2%	27.4%	27.6%
18～64歳	368	379	406	409
全体に占める割合	62.5%	61.5%	62.6%	62.4%
65歳以上	55	63	65	65
全体に占める割合	9.3%	10.2%	10.0%	9.9%

※各年度6月1日現在



イ) 等級別所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数を等級別にみると、B2が最も多く、次いで、B1が多くなっています。

令和2年度時点の療育手帳所持者数は、平成29年度と比較して、すべての等級で現状維持又は増加となっています。

(単位：人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
療育手帳	589	616	649	655
18歳未満	166	174	178	181
18～64歳	368	379	406	409
65歳以上	55	63	65	65
A 重度	0	0	0	0
18歳未満	0	0	0	0
18～64歳	0	0	0	0
65歳以上	0	0	0	0
A1 重度	133	130	137	140
18歳未満	26	21	22	24
18～64歳	94	95	100	102
65歳以上	13	14	15	14
A2 重度	132	132	138	138
18歳未満	29	28	29	27
18～64歳	86	84	89	92
65歳以上	17	20	20	19
B 中度	1	3	1	1
18歳未満	0	0	0	0
18～64歳	0	2	0	0
65歳以上	1	1	1	1
B1 中度	152	168	177	178
18歳未満	27	37	39	40
18～64歳	103	108	114	112
65歳以上	22	23	24	26
B2 軽度	171	183	196	198
18歳未満	84	88	87	90
18～64歳	85	90	104	103
65歳以上	2	5	5	5

※各年度6月1日現在

③ 精神障害者保健福祉手帳

ア) 年齢区分別所持者数の推移

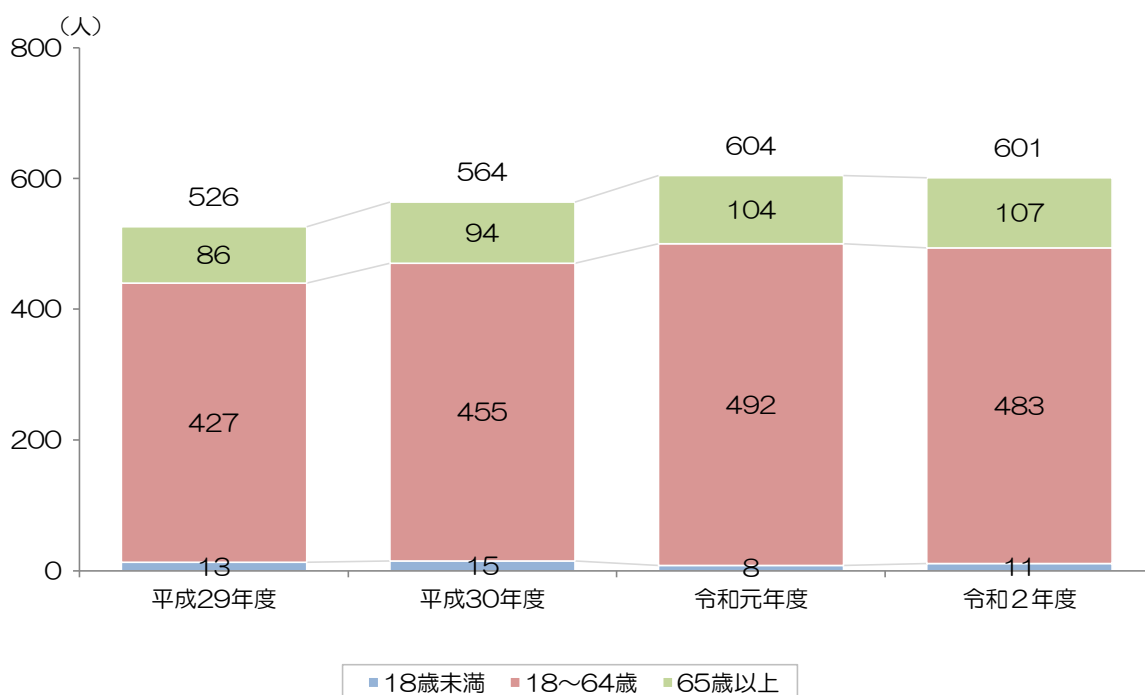
本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和2年6月1日時点の所持者数は601人となっています。

年齢3区分別にみると、65歳以上が増加傾向にあるとともに、精神障害者保健福祉手帳所持者全体に占める割合についても上昇傾向にあります。

(単位：人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
精神障害者保健福祉手帳	526	564	604	601
18歳未満	13	15	8	11
全体に占める割合	2.5%	2.7%	1.3%	1.8%
18～64歳	427	455	492	483
全体に占める割合	81.2%	80.7%	81.5%	80.4%
65歳以上	86	94	104	107
全体に占める割合	16.3%	16.7%	17.2%	17.8%

※各年度6月1日現在



イ) 等級別所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、2級が最も多くなっていますが、3級が増加傾向で推移しています。

(単位：人)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
精神障害者保健福祉手帳	526	564	604	601
上記のうち、65 歳以上	86	94	104	107
1 級	15	17	17	17
上記のうち、65 歳以上	7	8	10	10
2 級	396	425	444	434
上記のうち、65 歳以上	67	76	80	81
3 級	115	122	143	150
上記のうち、65 歳以上	12	10	14	16

※各年度6月1日現在

2 障害福祉サービス等の提供体制

(1) 障害福祉サービスの提供事業所数

サービス	令和2年		平成29年
	事業所数	平成29年からの増減	事業所数
居宅介護	9	1	8
重度訪問介護	9	1	8
行動援護	1	0	1
同行援護	4	0	4
生活介護	11	3	8
療養介護	1	0	1
短期入所	5	2	3
施設入所支援	3	0	3
重度障害者等包括支援	0	0	0
自立訓練（機能訓練）	1	1	0
自立訓練（生活訓練）	0	0	0
宿泊型自立訓練	0	0	0
就労移行支援	3	0	3
就労継続支援A型	7	▲1	8
就労継続支援B型	13	0	13
就労定着支援	0	0	0
共同生活援助	10	4	6
地域移行支援	1	0	1
地域定着支援	1	0	1
指定特定相談支援	8	0	8
合計	87	11	76

※事業所数は本市内に所在する事業所数（各年11月1日時点）

(2) 地域生活支援事業の提供事業所数

サービス	令和2年		平成29年
	事業所数	平成29年からの増減	事業所数
相談支援	6	2	4
地域活動支援センター	3	▲1	4
日中一時支援	15	6	9
移動支援	6	▲2	8
訪問入浴	1	0	1
合計	31	5	26

※事業所数は本市内に所在する事業所数（各年11月1日時点）

(3) 障がい児支援に関するサービスの提供事業所数

サービス	令和2年		平成29年
	事業所数	平成29年からの増減	事業所数
児童発達支援	18	7	11
放課後等デイサービス	23	13	10
保育所等訪問支援	5	3	2
指定障害児相談支援	6	2	4
合計	52	25	27

※事業所数は本市内に所在する事業所数（各年11月1日時点）

3 障がい者アンケート調査結果

(1) 調査概要

① 調査の目的

「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」の策定にあたり、障がい者(児)を取り巻く状況や障害福祉サービスの利用等に係るニーズを把握することを目的としました。

② 調査時期

令和2年7月～8月

③ 調査対象

障害者手帳所持者、難病患者、療育を要する始良市民等から、障がい者調査の対象として18歳以上の市民900人、障がい児調査の対象として18歳未満の市民100人をそれぞれ抽出しました(障がい児調査については、保護者を対象者として実施)。

④ 調査方法

郵送配布・郵送回収

⑤ 調査票配布・回収状況

調査種別	障がい者調査(18歳以上)	障がい児調査(18歳未満)
配布数	900	100
有効回答数	407	48
有効回答率	45.2%	48.0%

⑥ 調査結果利用上の注意点

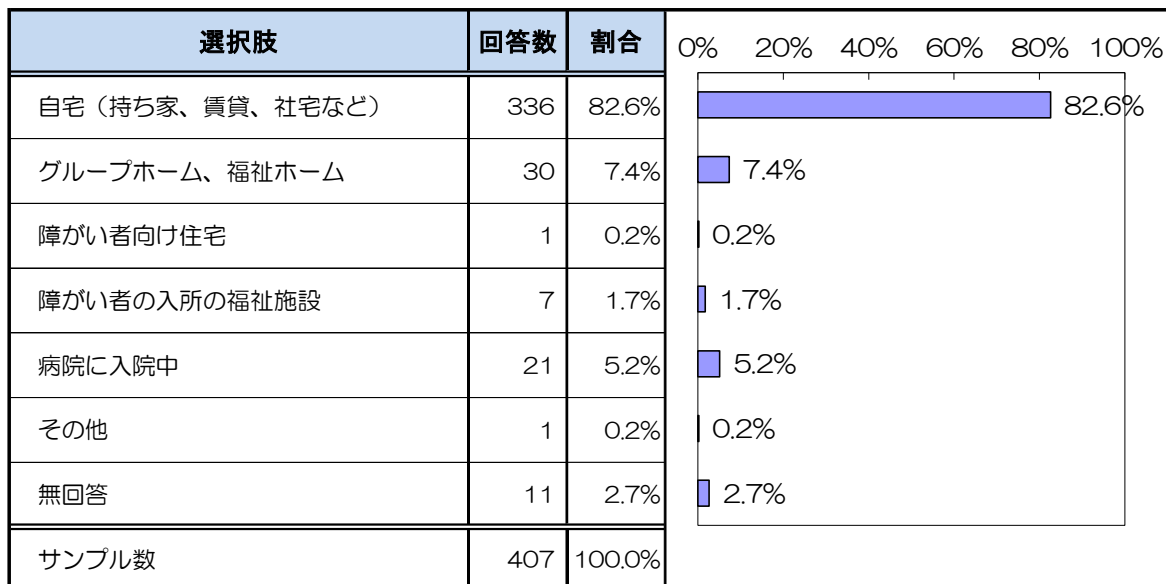
- ・回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答を可とする設問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- ・図表等は、スペースの都合上、文言等を省略している場合があります。

(2) 調査結果概要

① 住まいや暮らし

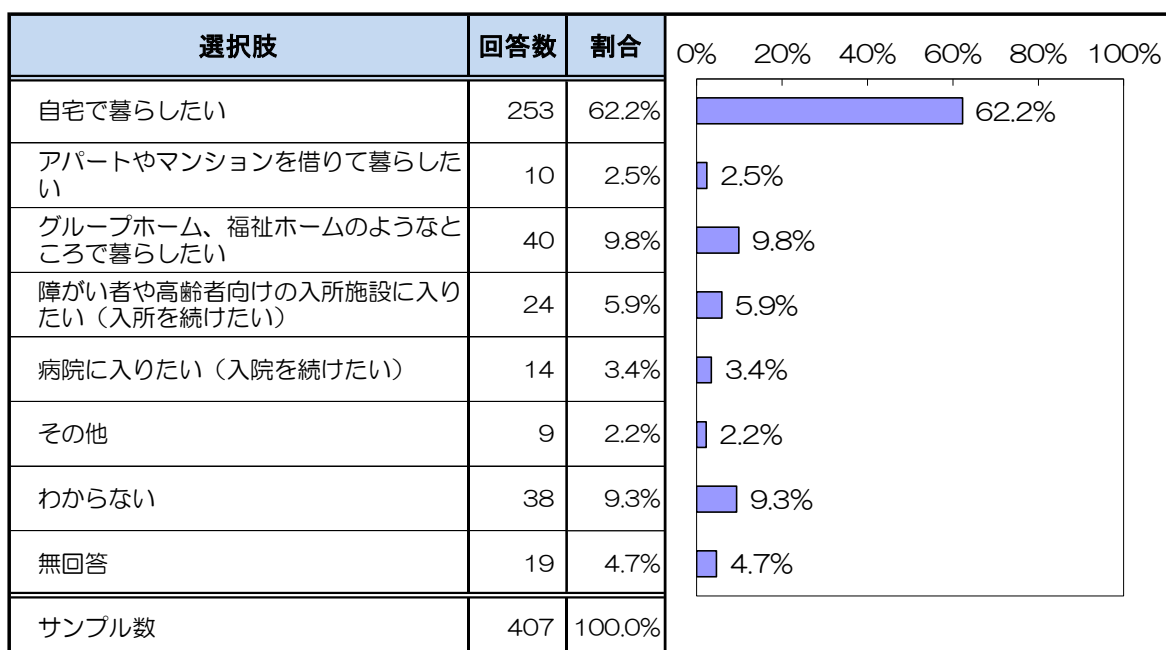
ア) 現在の住まい（障がい者調査）

「自宅（持ち家、賃貸、社宅など）」が82.6%と最も高く、次いで、「グループホーム、福祉ホーム」の7.4%、「病院に入院中」の5.2%の順となっています。




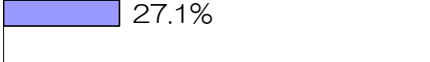




イ) 将来希望する住まい（障がい者調査）

「自宅で暮らしたい」「アパートやマンションを借りて暮らしたい」を合わせた割合は64.7%と、現在の住まいの状況と比較して、希望する割合が低く、施設等での生活を希望する割合が高くなっています。



ウ) 将来希望する住まい（障がい児調査）

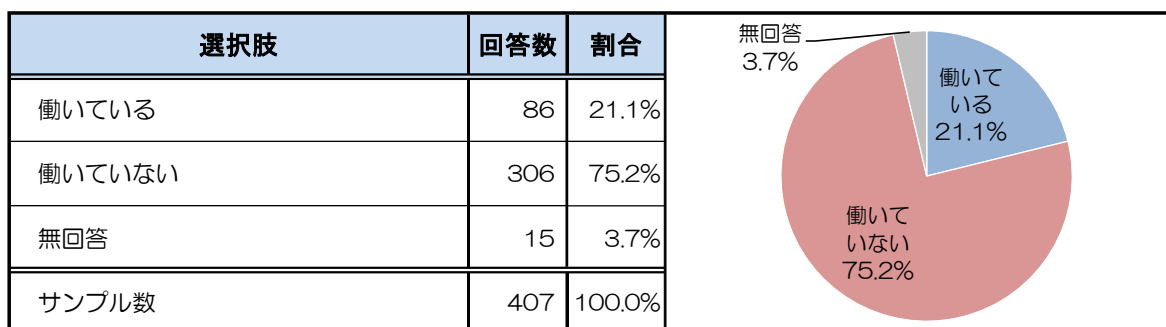
「自立してアパートやマンションを借りるなどして暮らしてほしい」「自宅で家族と暮らしてほしい」を合わせた割合は75.0%となっています。

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
自立してアパートやマンションを借りるなどして暮らしてほしい	23	47.9%	 47.9%
自宅で家族と暮らしてほしい	13	27.1%	 27.1%
グループホームのようなところで暮らしてほしい	3	6.3%	 6.3%
障害者入所施設等で暮らしてほしい	1	2.1%	 2.1%
病院に入してほしい	0	0.0%	0.0%
その他	3	6.3%	 6.3%
わからない	5	10.4%	 10.4%
無回答	0	0.0%	0.0%
サンプル数	48	100.0%	

② 就労

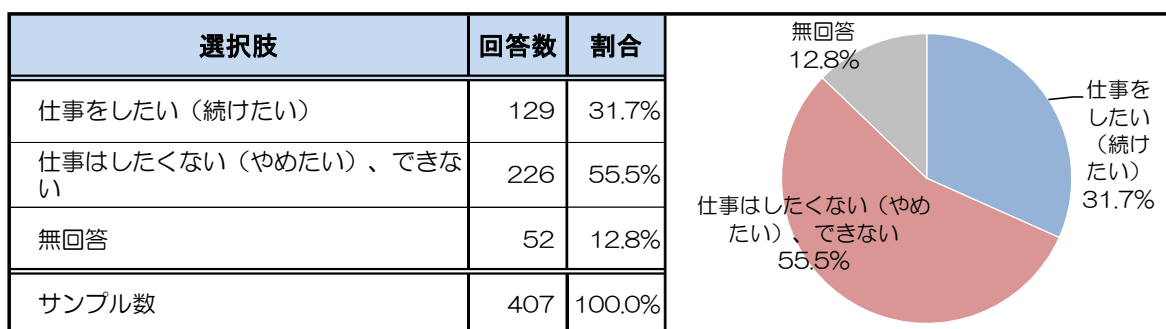
ア) 就労状況（障がい者調査）

「働いている」と回答した割合は21.1%となっています。



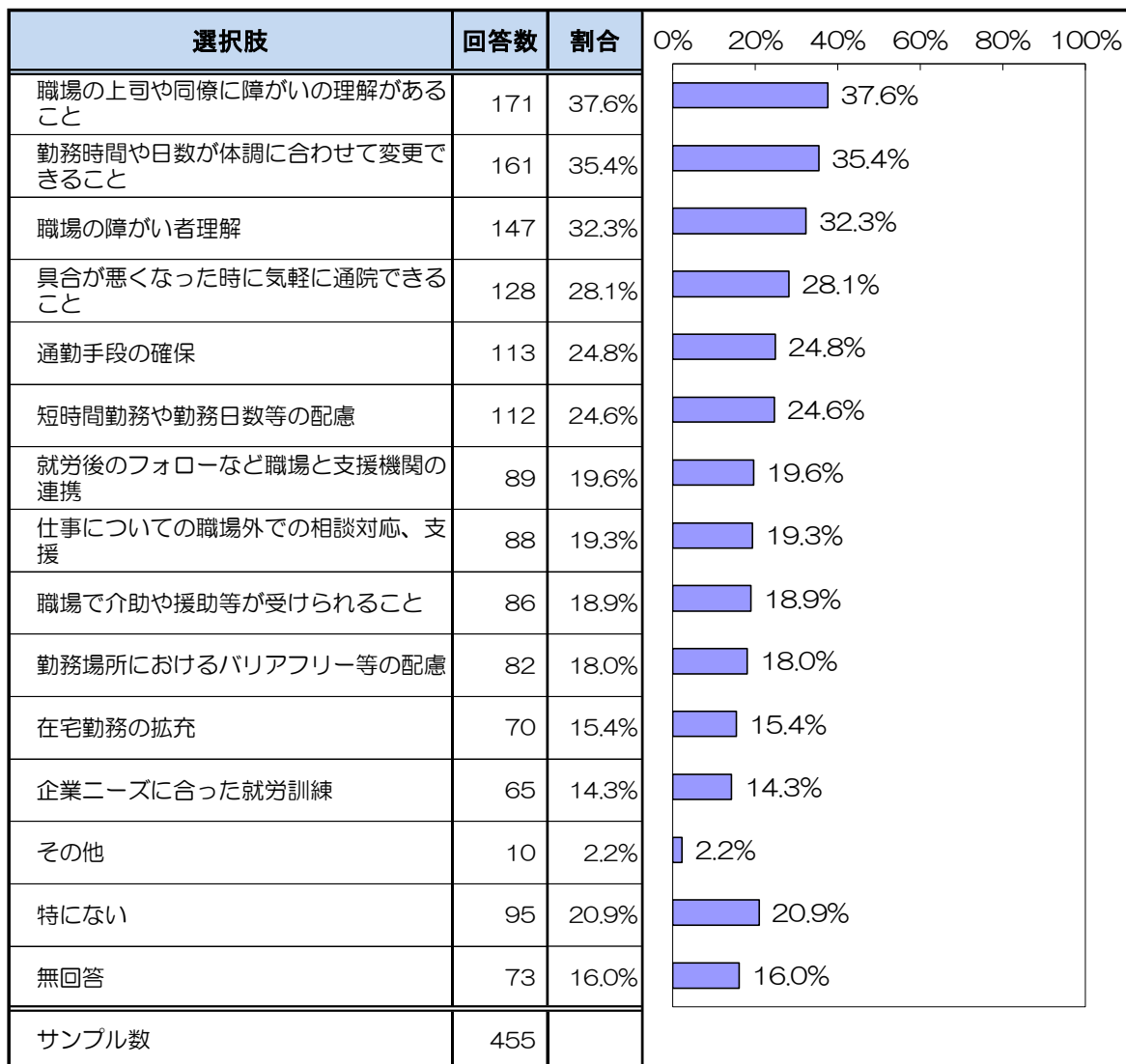
イ) 今後の就労希望（障がい者調査）

「仕事をしたい（続けたい）」と回答した割合が31.7%となっており、現在の就労状況と比較して、10ポイント程度の差が生じており、就労希望を実現するための取組が必要であると考えられます。



ウ) 障がい者への就労支援として必要なこと（障がい者調査・障がい児調査）

「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が37.6%と最も高く、次いで、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」の35.4%、「職場の障がい者理解」の32.3%の順となっており、障がい者の就労には事業者の理解・配慮が不可欠であると考えられます。



※複数回答可

③ 障害福祉サービス等の利用

ア) 現在利用している障害福祉サービス等（障がい者調査）

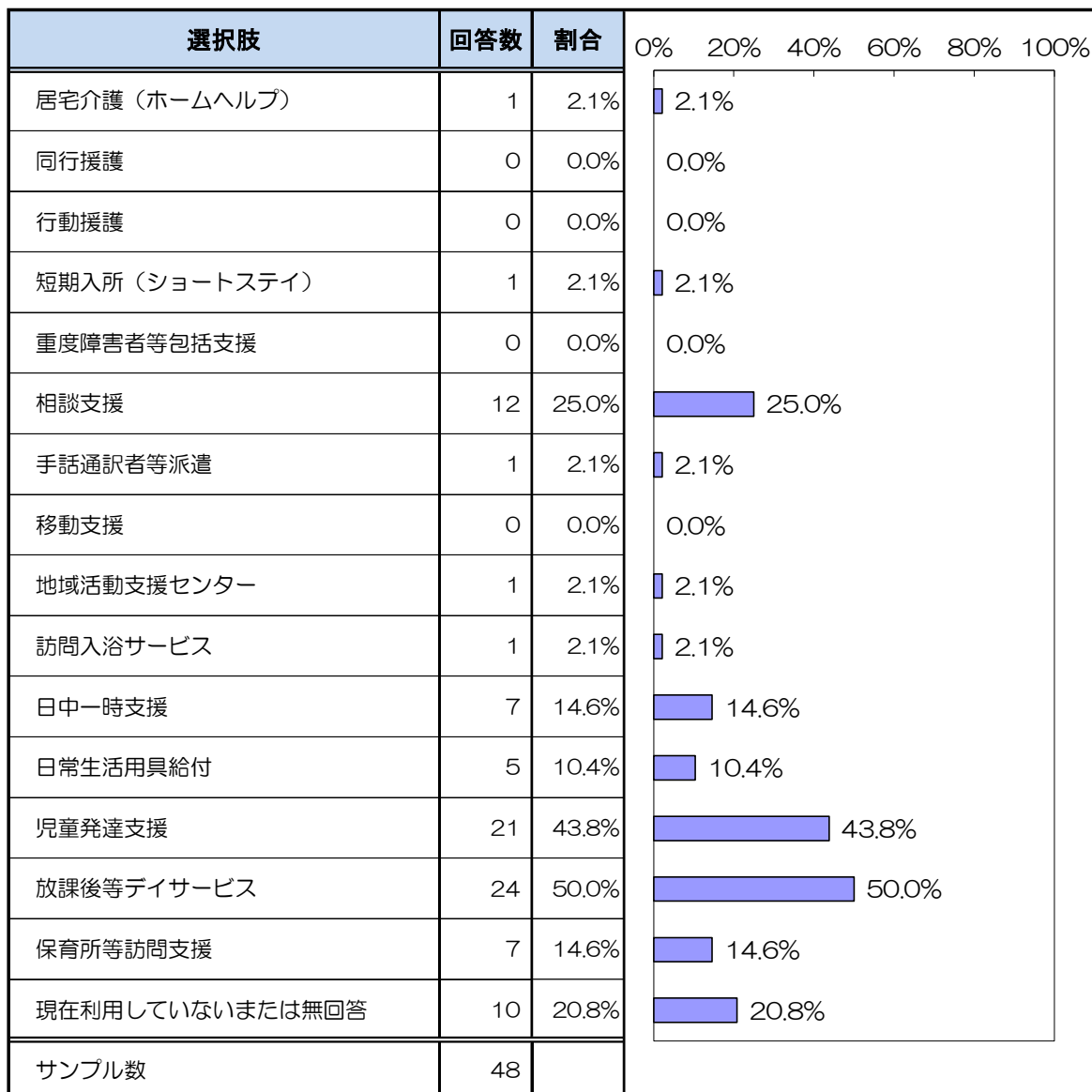
「居宅介護（ホームヘルプ）」「生活介護」が5.2%と最も高く、次いで、「相談支援」の4.4%の順となっています。

選択肢	回答数	割合	0%	20%	40%	60%	80%	100%	
居宅介護（ホームヘルプ）	21	5.2%							
重度訪問介護	2	0.5%							
同行援護	2	0.5%							
行動援護	2	0.5%							
短期入所（ショートステイ）	8	2.0%							
重度障害者等包括支援	3	0.7%							
療養介護	5	1.2%							
生活介護	21	5.2%							
施設入所支援	14	3.4%							
地域移行支援	1	0.2%							
地域定着支援	1	0.2%							
自立訓練（機能・生活訓練）	8	2.0%							
宿泊型自立訓練	0	0.0%							
就労移行支援	1	0.2%							
就労継続支援（A型）	4	1.0%							
就労継続支援（B型）	10	2.5%							
就労定着支援	1	0.2%							
自立生活援助	0	0.0%							
共同生活援助（グループホーム）	10	2.5%							
相談支援	18	4.4%							
手話通訳者等派遣	1	0.2%							
移動支援	4	1.0%							
地域活動支援センター	6	1.5%							
訪問入浴サービス	3	0.7%							
更生訓練費等給付	0	0.0%							
日中一時支援	10	2.5%							
日常生活用具給付	13	3.2%							
自動車運転免許取得・改造費助成	1	0.2%							
現在利用していないまたは無回答	318	78.1%							
サンプル数	407								

※複数回答可

イ) 現在利用している障害福祉サービス等（障がい児調査）

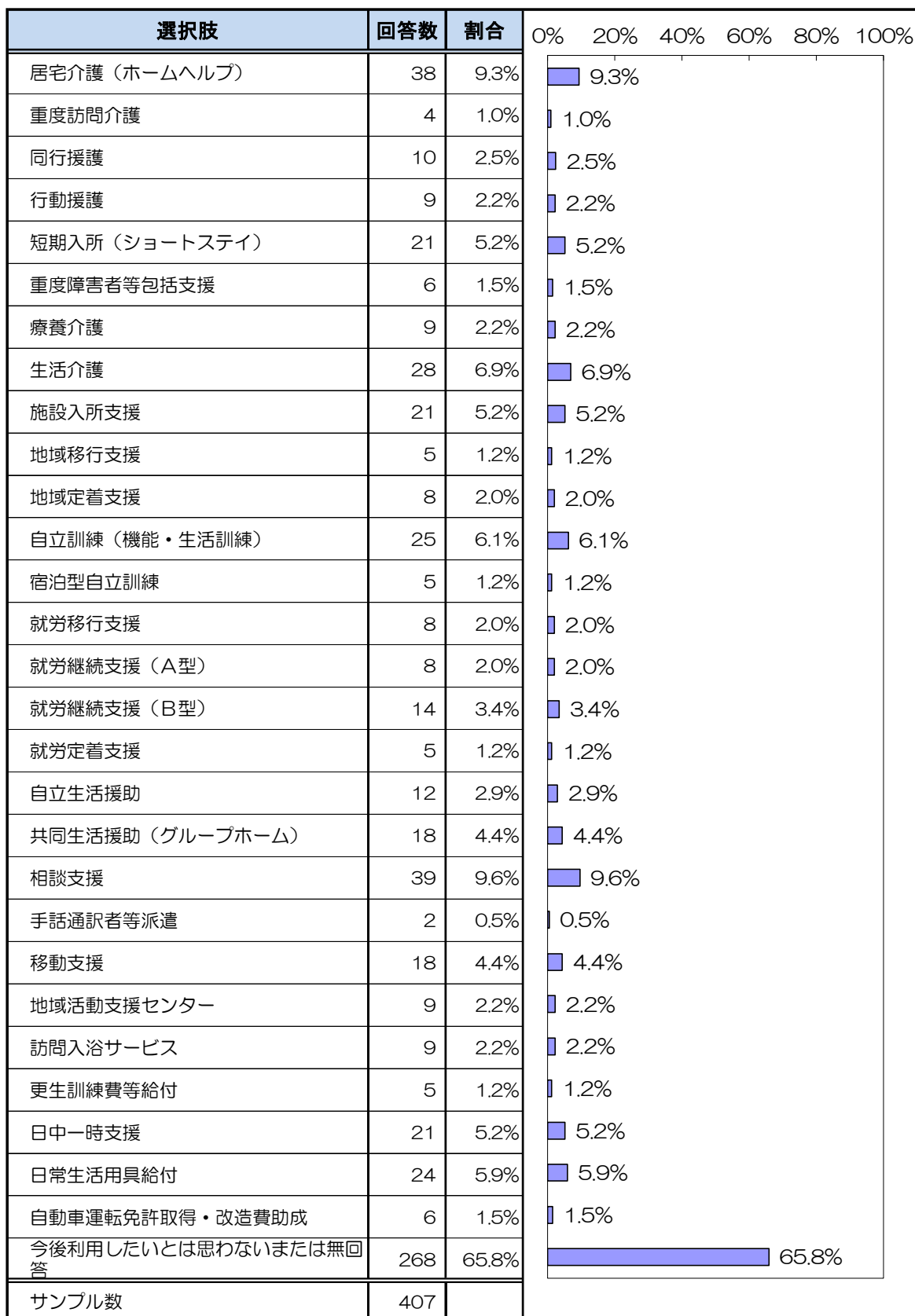
「放課後等デイサービス」が50.0%と最も高く、次いで、「児童発達支援」の43.8%、「相談支援」の25.0%の順となっています。



※複数回答可

ウ) 今後利用を希望する障害福祉サービス等（障がい者調査）

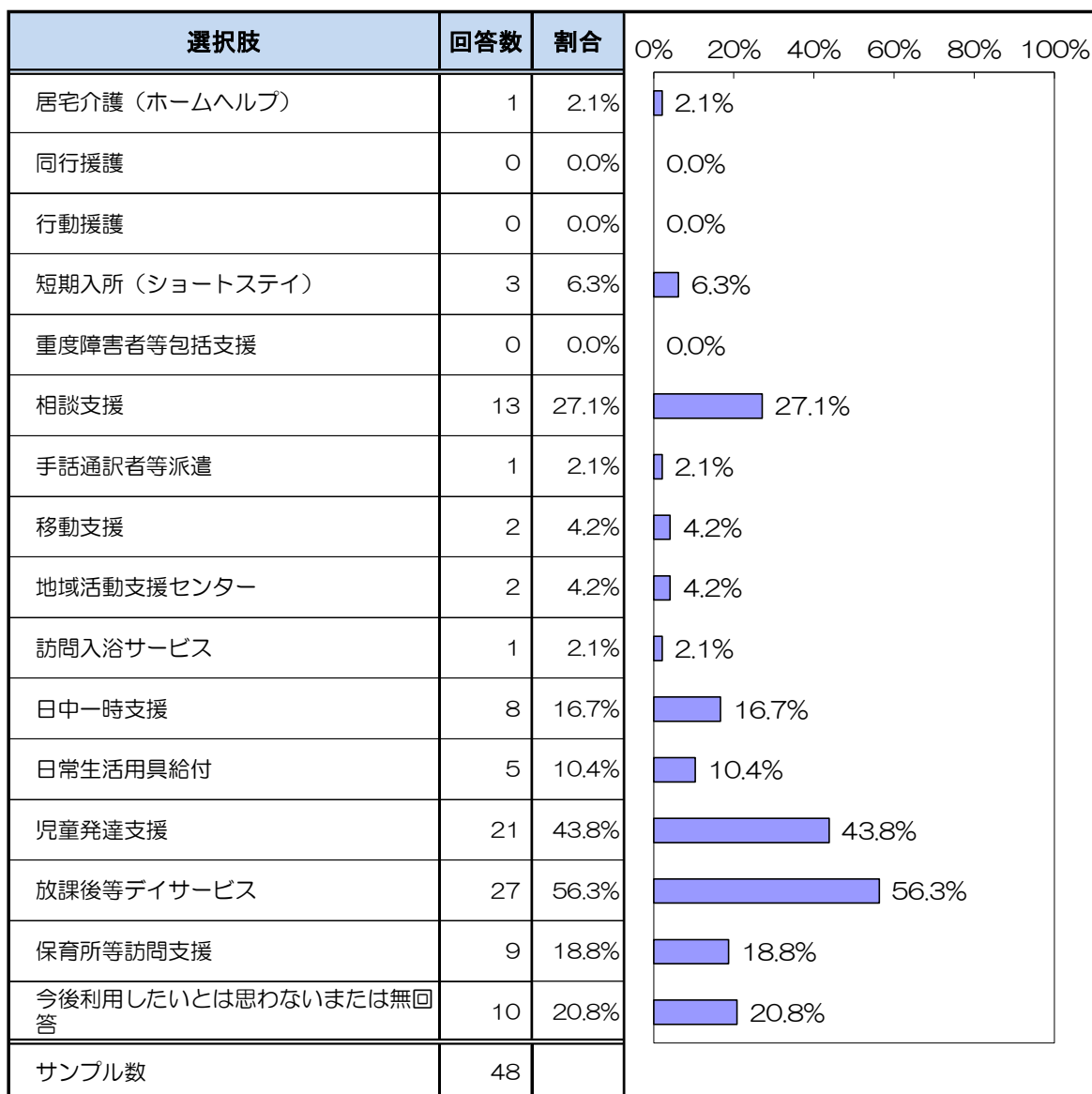
「相談支援」が9.6%と最も高く、次いで、「居宅介護（ホームヘルプ）」の9.3%、「生活介護」の6.9%の順となっています。



※複数回答可

エ) 今後利用を希望する障害福祉サービス等（障がい児調査）

「放課後等デイサービス」が56.3%と最も高く、次いで、「児童発達支援」の43.8%、「相談支援」の27.1%の順となっています。



※複数回答可

④ 成年後見制度

ア) 成年後見制度の認知と利用希望（障がい者調査・障がい児調査）

成年後見制度を認知している割合（「成年後見制度をすでに利用している」「どのような制度か知っており、今後、制度を利用したい」「どのような制度か知っているが、今後、制度を利用する予定はない」を合わせた割合）は51.2%となっています。

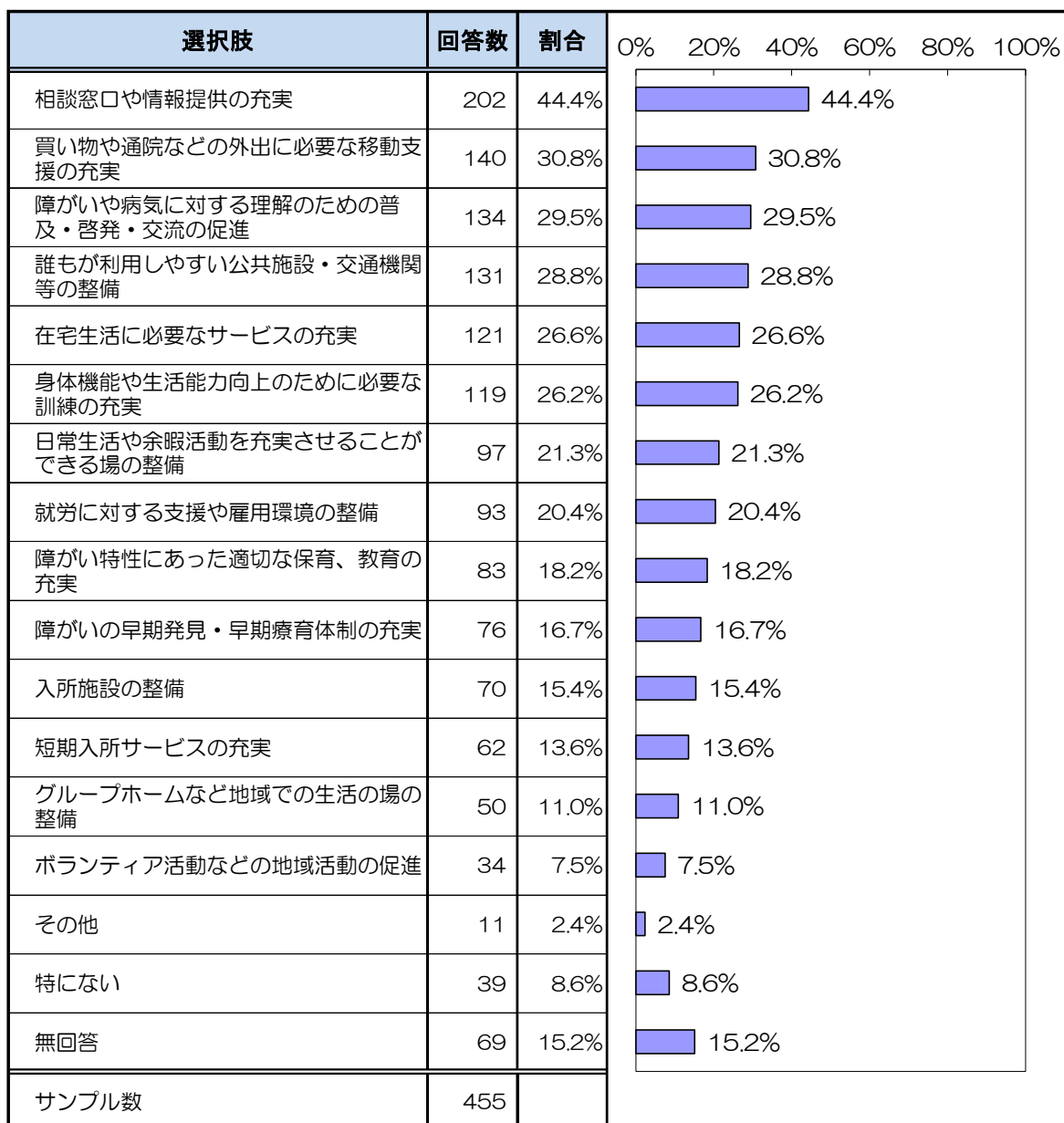
「どのような制度か知らない」割合が34.3%であり、制度の紹介等の取組みが必要であると考えられます。

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
成年後見制度をすでに利用している	6	1.3%	1.3%
どのような制度か知っており、今後、制度を利用したい	39	8.6%	8.6%
どのような制度か知っているが、今後、制度を利用する予定はない	188	41.3%	41.3%
どのような制度か知らない	156	34.3%	34.3%
無回答	66	14.5%	14.5%
サンプル数	455	100.0%	

⑦ 本市に求められている取組

ア) 障がい者の自立に必要な取組（障がい者調査・障がい児調査）

「相談窓口や情報提供の充実」が44.4%と最も高く、次いで、「買い物や通院などの外出に必要な移動支援の充実」の30.8%、「障がいや病気に対する理解のための普及・啓発・交流の促進」の29.5%の順となっており、これらの取組を重点的に推進していく必要があると考えられます。



※複数回答可

イ) 障がい児の家族に対する必要な支援（障がい児調査）

「保護者への心理的ケアやカウンセリング」が47.9%と最も高く、次いで、「専門家による障がい児や発達に関する不安のあるお子さんの子育て相談」の43.8%、「発達障がい児や発達に関する不安のあるお子さんの子育て経験者の体験談や情報提供」の39.6%の順となっており、これらの支援について検討していく必要があると考えられます。

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
保護者への心理的ケアやカウンセリング	23	47.9%	47.9%
専門家による障がい児や発達に関する不安のあるお子さんの子育て相談	21	43.8%	43.8%
発達障がい児や発達に関する不安のあるお子さんの子育て経験者の体験談や情報提供	19	39.6%	39.6%
ペアレント・メンターによるサポートや情報提供 ※※	17	35.4%	35.4%
障がい特性に関する情報提供	15	31.3%	31.3%
兄弟姉妹児への心理的ケアやカウンセリング	13	27.1%	27.1%
レスパイト ※※※	8	16.7%	16.7%
その他	0	0.0%	0.0%
特になし	6	12.5%	12.5%
無回答	3	6.3%	6.3%
サンプル数	48		

※複数回答可

※※ 「ペアレント・メンター」：発達に関する不安や障がいのあるお子さんの子育てを経験し、相談支援についてのトレーニングを受けた親

※※※ 「レスパイト」：介護（育児）している家族の休息・リフレッシュのための支援

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本方針

国は、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定の作成又は変更にあたって即すべき事項等について、基本指針に定めています。

基本指針においては、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、以下の点に配慮した総合的な障がい福祉計画・障がい児福祉計画の作成を求めています。

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への意向、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障がい福祉人材の確保
- 7 障がい者の社会参加を支える取組

本市においては、以上の点を踏まえて、障がい者の権利擁護及び社会参加を推進するとともに、障害福祉サービス等の充実を図ります。

また、障がい者が住み慣れた地域で、本人らしい生活を送ることができるようになるため、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。

障がい児の支援については、児童発達支援及び放課後等デイサービスの整備と質の向上を図るための研修事業等に取り組むとともに、保育所等訪問支援の普及による保育所や教育現場における障がい児への支援内容の充実、医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援の整備を目指します。

2 成果指標の設定

国の基本指針及び本市の現状を踏まえ、以下のとおり成果指標を設定し、目標達成に向けた各種事業等の推進を図ります。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

・前期計画の評価

地域生活移行者数及び施設入所者数の削減数に関する成果目標について、目標を達成できない見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
地域生活移行者数 (平成28年度末時点の施設入所者(109人)のうち、自立訓練事業等を利用し、令和2年度末までにグループホーム、一般住宅等に移行する人数)	10人	3人
施設入所者数の削減数 (平成28年度末時点(109人)と比較した令和2年度末見込みの施設入所者数の削減数)	3人	▲3人

・本計画期間における目標と方向性

令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者113人のうち、6%以上にあたる7人が地域生活に移行することを目標とします。

また、令和5年度末時点における施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者113人から1.6%以上にあたる2人を削減した111人以下とすることを目標とします。

今後、地域生活移行支援の更なる推進のため、障がい者が地域で生活するために必要な支援体制の充実を図ります。

現状	令和元年度末時点の施設入所者数	113人
目標値	地域生活移行者数 (令和元年度末時点の施設入所者のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する者の数)	7人
	令和5年度末時点の施設入所者数	111人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

・前期計画の評価

精神障害者地域移行・地域定着推進協議会の数に関する成果目標について、始良市自立支援協議会における精神保健福祉部会の設置により、目標を達成できる見込みとなっています。

一方、65歳未満・65歳以上の地域生活移行者数に関する成果目標については、精神科病院に5年以上入院している障がい者への面談等を行いました。本人の意識や環境が整わず、地域移行目標を達成できない見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
精神障害者地域移行・地域定着推進協議会の数 (令和2年度末時点における保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況)	1か所	1か所
65歳未満の地域生活移行者数 (令和2年度末時点における65歳未満の精神障がい者の地域生活移行者数)	15人	2人
65歳以上の地域生活移行者数 (令和2年度末時点における65歳以上の精神障がい者の地域生活移行者数)	24人	0人

・本計画期間における目標と方向性

令和5年度末時点における精神障害者地域移行・地域定着推進協議会の数について、始良市自立支援協議会における精神保健福祉部会の設置による現在の実施体制を維持し、1か所以上確保していることを目標とします。

今後、地域包括ケアシステムの構築の推進とともに、ピアサポーターの協力等による取組の継続・強化を図ります。

現状	精神障害者地域移行・地域定着推進協議会の数 (令和2年度末時点における保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況)	1か所
目標値	精神障害者地域移行・地域定着推進協議会の数 (令和5年度末時点における保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況)	1か所

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

・前期計画の評価

地域生活支援拠点等の確保数に関する成果目標について、目標を達成できない見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
地域生活支援拠点等の確保数 (令和2年度末時点までに整備する地域生活支援拠点(障がい者の地域での生活を支援する拠点)等の確保数)	1か所	0か所

・本計画期間における目標と方向性

令和5年度末までに、市において、地域生活支援拠点等を1か所以上確保することを目標とします。

また、地域生活支援拠点等を確保したうえで、令和5年度末までに「地域生活支援拠点等の運用状況を検証及び検討する場を年1回以上開催する体制」を確保することを目標とします。

今後、地域生活の支援を進めるため、障がいの重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援やサービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能を強化します。

現状	令和2年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数(見込み)	0か所
目標値	令和5年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数	1か所
	令和5年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数	1回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

・前期計画の評価

一般就労移行者数に関する成果目標について、目標を達成できる見込みとなっている一方、就労移行支援事業の利用者数・就労移行率が3割以上の事業所の割合・就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率に関する成果目標について、目標を達成できない見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
一般就労移行者数 (令和2年度において、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する人数)	5人	6人
就労移行支援事業の利用者数 (令和2年度末時点における利用者数)	22人	13人
就労移行率が3割以上の事業所の割合 (令和2年度における就労移行率が3割以上の事業所の割合)	50%	0%
地域生活支援拠点等の確保数 (令和2年度末時点までに整備する地域生活支援拠点(障がい者の地域での生活を支援する拠点)等の確保数)	1か所	0か所

・本計画期間における目標と方向性

令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数について、令和元年度の一般就労移行者数7人から1.27倍以上にあたる9人以上とすることを目標とします。

また、令和5年度における就労移行支援事業・就労継続支援A型事業・就労継続支援B型事業のそれぞれを通じた一般就労移行者数について、令和元年度の一般就労移行者数それぞれ2人・4人・1人から、それぞれ1.30倍・1.26倍・1.23倍以上にあたる3人・5人・1人以上とすることを目標とします。

さらに、令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合、令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率が80%以上の事業所の割合をそれぞれ70%以上とすることを目標とします。

今後、障がい者に対する就業面・生活面からの一体的な相談支援の実施や、地域の就労機関との連携を強化し、継続的な職場定着支援を実施します。

また、就労支援事業所等において、一般就労をより促進するため、企業での実習や求職活動の支援等の積極的な推進を図ります。

現状	令和元年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数		7人
	内 訳	令和元年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	2人
		令和元年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	4人
		令和元年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数	1人
目標値	令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数		9人
	内 訳	令和5年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	3人
		令和5年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	5人
		令和5年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数	1人
	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合		70%
	令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率が80%以上の事業所の割合		70%

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の充実

・前期計画の評価

児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の体制整備に関する成果目標について、目標を達成できる見込みとなっています。地域生活支援拠点等の確保数に関する成果目標について、目標を達成できない見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
児童発達支援センターの設置 (令和2年度末における児童発達支援センターの設置数)	1 か所	1 か所
保育所等訪問支援の体制整備 (令和2年度末における保育所等訪問支援の実施事業所数)	4 か所	5 か所

・本計画期間における目標と方向性

令和5年度末時点における児童発達支援センターについて、現在の提供体制を維持し、1か所以上確保していることを目標とします。

また、令和5年度末時点における保育所等訪問支援の提供体制について、現在の提供体制を維持し、5か所以上確保していることを目標とします。

児童発達支援センターについては、障がいの重度化、重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化を図るとともに、地域や障がい児の多様なニーズに対応する療育機関、中核的支援施設として体制の整備を図ります。

また、保育所等訪問支援については、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援として充実を図ります。

現状	令和2年度末時点の児童発達支援センターの確保数（見込み）	1 か所
	令和2年度末時点の保育所等訪問支援の提供体制の確保数（見込み）	5 か所
目標値	令和5年度末時点の児童発達支援センターの確保数	1 か所
	令和5年度末時点の保育所等訪問支援の提供体制の確保数	5 か所

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

・前期計画の評価

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保に関する成果目標について、目標を達成できない見込みとなっています。

一方、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保に関する成果目標については、目標を達成できる見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保 (令和2年度末における児童発達支援の実施事業所数)	4か所	2か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 (令和2年度末における放課後等デイサービスの実施事業所数)	4か所	5か所

・本計画期間における目標と方向性

令和5年度末時点における重症心身障がい児を支援する児童発達支援の提供体制について、現在の提供体制を維持し、2か所以上確保していることを目標とします。

また、令和5年度末時点における重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの提供体制について、現在の提供体制を維持し、5か所以上確保していることを目標とします。

現状	令和2年度末時点の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保数(見込み)	2か所
	令和2年度末時点の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保数(見込み)	5か所
目標値	令和5年度末時点の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保数	2か所
	令和5年度末時点の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保数	5か所

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

・前期計画の評価

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置に関する成果目標について、始良市地域自立支援協議会における子ども部会の設置により、目標を達成できる見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 (令和2年度末における協議の場の設置数)	1か所	1か所

・本計画期間における目標と方向性

令和5年度末時点における医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数について、始良市地域自立支援協議会において子ども部会の設置による現在の提供体制を維持し、1か所以上設置していることを目標とします。

また、令和5年度末時点における医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数について、現在の配置を維持し、1人以上配置していることを目標とします。

重度心身障がい児や医療的ケア児に対する支援について、当該児が地域において包括的な支援が受けられるよう、保健・医療・福祉等の関係機関の連携促進に努めます。

現状	令和2年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数（見込み）	1か所
	令和2年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数（見込み）	1人
目標値	令和5年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数	1か所
	令和5年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	1人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

・本計画期間における目標と方向性

基幹相談支援センター等の設置による総合的・専門的な相談支援の実施の有無について、基幹相談支援センターの設置による現在の体制を維持し、令和5年度末時点においても実施されていることを目標とします。

また、令和5年度における相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数について、3件以上実施していること、相談支援事業者の人材育成に対する支援件数について、4件以上実施していること、相談機関との連携強化の取組の実施回数について、30回以上実施していることをそれぞれ目標とします。

現状	令和2年度末時点における基幹相談支援センター等の設置による総合的・専門的な相談支援の実施の有無（見込み）	あり
	令和2年度の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（見込み）	0件
	令和2年度の相談支援事業者の人材育成に対する支援件数（見込み）	3件
	令和2年度の相談機関との連携強化の取組の実施回数（見込み）	27回
目標値	令和5年度末時点における基幹相談支援センター等の設置による総合的・専門的な相談支援の実施の有無	あり
	令和5年度の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	3件
	令和5年度の相談支援事業者の人材育成に対する支援件数	4件
	令和5年度の相談機関との連携強化の取組の実施回数	30回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

・本計画期間における目標と方向性

令和5年度における県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数について、延べ10人以上参加することを目標とします。

また、令和5年度末までに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制を構築すること、令和5年度における共有する場の実施回数を年1回以上とすることをそれぞれ目標とします。

現状	令和2年度の県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の延べ参加人数（見込み）	8人
	令和2年度末時点における障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無（見込み）	なし
	令和2年度の障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する場の実施回数（見込み）	0回
目標値	令和5年度の県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の延べ参加人数	10人
	令和5年度末時点における障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無	あり
	令和5年度の障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する場の実施回数	1回

